

資料提供

令和5年12月27日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である山陽三共有機株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	さんようさんきょうゆうき 山陽三共有機株式会社 代表取締役 小田 孝政 (山口県下松市葉山一丁目 819 番 14)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03400008831 号 許可年月日：令和 2 年 3 月 31 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 5 年 12 月 27 日
処分理由	同社は、令和 5 年 12 月 15 日付けで、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号の規定により山口県知事から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可取消処分を受けた。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ホに規定する者に該当するため。